

平成 22 年度千葉市中小企業資金融資審議会

1. 日 時

平成 22 年 11 月 11 日（木） 14:00 ～ 14:30

2. 会 場

千葉市ビジネス支援センター 特別会議室

3. 出席者

- (委 員) 小川委員、村田委員、西委員、内田委員、栗原委員、日原委員、石黒委員、
久保田委員、榊原委員
- (事務局) 渡部経済農政局長、菊谷産業支援課長、川島産業支援課長補佐、
産業支援課経営支援班

4. 議 題

- (1) 会長、副会長の選任について
(2) 中小企業資金融資制度の改正について

5. 議事の概要

諮問された千葉市中小企業資金融資制度改正案については、現在の中小企業の状況を鑑み、多様化する利用者の利便性向上を考慮し、市の財政状況を踏まえたうえで、将来的に持続可能な制度となるよう的確に対応しているものと考えられることから、全会一致で、諮問書のとおり制度改正をすべきであるという結論を得た。

6. 会議経過

【事務局】

お待たせいたしました。ただいまから平成 22 年度千葉市中小企業資金融資審議会を開会いたします。私、本日の進行役を務めさせていただきます。千葉市経済農政局経済部産業支援課長補佐の川島でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、千葉市中小企業資金融資審議会設置条例第 6 条の規定によりまして、半数以上の出席により開催させていただくこととなっております。本日、委員総数 10 名のうち、9 名の委員のご出席をいただいておりますので、会議として成立していますことを最初に報告させていただきます。

また、本審議会については千葉市情報公開条例に基づき、会議を公開し、傍聴を認めておりますことをあわせて報告させていただきます。

さらに審議会の議事録につきましても、同じく公開することとなっておりますが、議事録の内容については会長の承認をもって審

議会の承認とさせていただきます。

会議に入る前に、市からのごあいさつと委員の皆様のご紹介をさせていただきます。それでは渡部経済農政局長よりごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

【渡部局長】 経済農政局長の渡部でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様方には、ご多忙のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また日ごろから本市の経済施策につきまして、ご支援ご協力を賜っておりますこと、この場をおかりいたしまして改めて御礼を申し上げます。

ご承知のとおり、国内の景気は、このところ足踏みの状態となっており、失業率も非常に高水準にあるなど、厳しい状況にございます。特に中小企業の景況は持ち直しの動きに一服感が見られ、先行きについては慎重な見方が強まっております。また企業金融については、大企業の資金繰り状況は改善しているものの、中小企業を中心に依然厳しさが見られるところでございます。

本市といたしましても、このような現在の社会・経済情勢を踏まえまして、市内中小企業の資金繰り安定化に資するべく、制度融資の充実に力を入れているところでございます。

21年度の融資制度の実績におきましては、国の景気対応緊急保証制度の影響もございまして、融資件数、融資実行額ともに大幅な増加となっており、また委員の皆様のご協力をもちまして、新規メニューを加えた平成22年度におきましても、前年の水準を大幅に上回っております。引き続き、市内中小企業における資金調達の一助となるべく鋭意努力していく所存でございます。

さて、ご承知のことと存じますが、私どもの熊谷市長もさまざまな場面で発信をしているところでございますけれども、非常に本市の財政状況、過去に積極的に発行した市債の返済がピークを迎える中で、昨今の景気低迷に伴う法人市民税を中心とした税収の大幅な減収が重なりまして、依然として危機的な状況にございます。

一方で、中小企業資金融資制度は急激な利用増加を続けており、限られた財源の中で持続可能な制度とするために、支援方法の見直しが必要となっております。

そこでこのたび、利子補給率の見直しを実施したいと考えており、また制度へのニーズが多様化いたしまして、時勢に応じた利用しやすい制度が求められておりますので、地球温暖化防止に向けた融資メニューの創設、あるいは「商店街への支援の強化」に向けた「商店街空き店舗活用支援資金」の要件緩和を行いたいと考えており、こうした制度改正案につきまして、委員の皆様方の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが

私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お手元の資料の名簿に従いまして、順次ご紹介させていただきます。

千葉商工会議所常務理事の小川委員でございます。

【小川委員】 小川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 千葉市土気商工会専務理事の村田委員でございます。

【村田委員】 村田と申します。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 千葉県信用保証協会専務理事の西委員でございます。

【西委員】 西でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 三井住友銀行千葉法人営業部長の内田委員でございます。

【内田委員】 内田でございます。よろしくお願ひします。

【事務局】 千葉銀行審査部長の栗原委員でございます。

【栗原委員】 栗原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 千葉信用金庫審査部長の日原委員でございます。

【日原委員】 日原でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 商工組合中央金庫千葉支店長の石黒委員でございます。

【石黒委員】 石黒でございます。よろしくお願ひします。

【事務局】 千葉県商工労働部経営支援課長の久保田委員でございます。

【久保田委員】 久保田でございます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 千葉大学法経学部教授の榊原委員でございます。

【榊原委員】 榊原でございます。よろしくお願ひします。

【事務局】 千葉市商店街連合会会長の伊勢田委員が、本日は急用のため欠席でございます。

それでは次第に従いまして、早速審議に入らせていただきます。議事進行につきましては、会長が決定するまでの間、千葉市経済農政局長が務めさせていただきます。

それでは、渡部局長にお願ひいたします。

【渡部局長】 それでは、会長選任までの間、議事進行を務めさせていただきます。

早速でございますが、議題1の「会長・副会長の選出」につきまして事務局より説明をお願ひいたします。

【菊谷課長】 産業支援課長の菊谷でございます。よろしくお願ひします。

当審議会の会長・副会長につきましては、千葉市中小企業資金融資審議会設置条例第5条第2項によりまして、委員の互選により定める規定となっております。今回、審議会委員をお願ひして初めての審議会となりますので、選任をお願ひするものでございます。

【渡部局長】 それでは今、事務局より説明ございましたが、議案の1「会長・副会長の選出」につきまして、ご意見等がございましたらお願ひ

いたします。

(「事務局一任」の声あり)

【渡部局長】 「事務局一任」というご意見ございましたが、それでは事務局として案がございましたらお願いをいたします。

【菊谷課長】 事務局といたしましては、従前から会長につきましては、千葉商工会議所常務理事の方に務めていただいた経緯もございますので、引き続きまして会長は小川委員に、また副会長は千葉市鉄工業協同組合代表理事の花澤様に務めていただいておりますが、今年の3月の任期満了をもちまして、委員再任を辞退されましたので、今般、入れ替わりでご就任いただきました、千葉大学法経学部教授の榊原委員にご就任をいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

【渡部局長】 それではただいまの事務局案につきまして、何かご意見がございましたらお願いをいたします。

(「異議なし」の声あり)

【渡部局長】 それでは、当審議会の会長は小川委員に、また副会長は榊原委員にお願いをすることに決定をさせていただきます。それでは、小川委員、榊原委員におかれましては、会長・副会長席への移動をお願いいたします。

(小川委員会会長席へ、榊原委員副会長席へ移動)

【渡部局長】 それでは会長よりごあいさつをちょうだいいたしたいと存じます。

【小川会長】 皆様、こんにちは。ただいま会長に選任されました、千葉市商工会議所の小川でございます。大変不慣れでございますが、皆様方のご支援・ご協力を賜りまして、審議会を運営してまいりたい、このように考えております。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど、渡部局長より、お話がありましたとおり、融資制度の改正について千葉市長より諮問があったということでございます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきまして、審議を進めてまいりたい、このように考えています。

皆様方のご協力を重ねてお願いいたしまして、簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【渡部局長】 どうもありがとうございました。

それでは、これからの進行は小川会長にお願いをいたします。よろしく願いいたします。

【小川会長】 それでは早速ですけれども、議案の2「中小企業資金融資制度の改正」について審議させていただきます。諮問に至った経緯等も踏まえまして、事務局より説明をお願いいたします。よろしくどうぞお願いします。

【菊谷課長】 それでは、私のほうから説明させていただきます。座って説明

させていただきます。

それでは、千葉市中小企業資金融資制度の改正（案）につきまして、ご説明させていただきます。A3の議案書1ページをご覧ください。

まず、上から、「現行制度の概要」につきましてご説明させていただきます。

(1)の目的としましては、市内の中小企業の経営基盤の確立と近代化及び市内の中小企業者で組織される組合等に対する事業の近代化のために必要な資金を融資し、中小企業の振興育成を図ることを目的といたしております。平成21年度の実績につきましては、下段の表の平成21年度の中にございますとおり、融資件数は3,026件、融資実行額は525億5,700万円、年度末における融資残高は835億5,400万となっております。

引き続きまして、上の段に戻りまして(2)としまして、融資メニューでございますが、「事業拡充」「経営安定」「創業支援」の3つのカテゴリと、全部で9種類の融資メニューを用意しております。こちらのほうは、3ページの横長の表のほうに表示してございますが、メニューの枠が10ありますが、新規のメニューが1つ入っておりますので、これは既存のメニューといたしましては9種類ということでございます。

続きましてまた1ページに戻っていただきまして、取扱金融機関につきましては、市内に支店のある都市銀行、地方銀行、信用金庫、商工中金、全12機関をお願いをいたしているところでございます。

(4)利用状況につきましては、市内中小企業者の数は個人事業主を含めまして、約12,000社ございます。そのうちの約35%に当たります4,190の先にご利用をいただいているところでございまして、法人市民税の決算額162億円のうち、中小企業者の納税額は41億円と全体の25%を占めており、本制度の低い利率と利子補給が経営の安定と事業拡充に大きく貢献し、税収を支えていると判断させていただいているところでございます。

続きまして、中段の「制度改正の必要性」ということでございしますが、まず平成18年度から、第三者保証人要件の撤廃や信用保証料率の弾力化、平成20年度から開始した国の緊急保証制度の対象業種拡大等によりまして、融資件数・実行額が大幅に増加をいたしました。制度運営にかかる財政負担が拡大しております。また融資件数等の増加に伴う利用者層の拡大により、制度へのニーズが多様化しているところでございます。

こういうことを踏まえまして、今般の改正案といたしましては、現在の中小企業の状況をかんがみ、多様化する利用者の利便性向

上を踏まえた上で、市の財政状況を考慮し、将来的に持続可能な制度となるよう改正を行いたいと考えております。

2ページをご覧いただきたいと思っております。3としまして、「改正案」ということをございます、まず項目の1でございます。「利子補給率の削減」というところをございます、先ほど局長の挨拶でもありましたとおり、本市の財政状況は非常に危機的な状況に直面しております。一方で、中小企業資金融資制度は急激な利用の増加を続けており、必要な制度ということは皆さん周知の事実でございますので、限られた財源の中で持続可能な制度とさせていただきますために、振興資金、小規模事業資金、短期運転資金及び経営安定資金につきまして、現行の1.1%の利子補給率を0.3%引き下げさせていただきます、0.8%とさせていただきますと考えております。

2といたしまして、「期限延長先への利子補給打ち切り」ということをございます、本市の融資制度におきましては、現状、融資条件を変更し、当初の約定期間を超えることとなった場合であっても、利子補給を継続しております。改正案におきましては、利子補給の期間を当初の約定期間までとさせていただきます。この改正も「利子補給削減」と同様に、限られた財源の中で持続可能な制度とするために行うものでございます。

次に3といたしまして、「空き店舗活用資金の要件緩和等」でございます、こちら(1)といたしまして、「資金名称の変更」ということですが、この資金の対象となる空き店舗と申しますのは、この資金創設の趣旨に賛同していただき、協力を表明していただいた商店街のエリアに所在するものとさせていただきます。

したがって、「商店街空き店舗」という表現でございますと、市内すべての商店街に適用されるというような理解をされるということをございますので、今回はこのように賛同していただき、協力を表明していただいた商店街、すなわち「がんばる商店街」というような名称に変えさせていただきます、「がんばる商店街空き店舗活用支援資金」と名称を変更させていただければ、これによってはっきりと対象がわかるというようなものであると考えております。

次に2番目といたしましては、「業歴要件の緩和」ということをございます、この資金に対する問い合わせや相談は数多くありましたが、申込・実行件数ともに現時点ではゼロ件となっております。相談に訪れた事業者の多くの方が、業歴5年以上あるというような方が多く、現状の創業前、または創業後5年以内の事業者に限定している本資金の対象者について、創業後5年を超える事業者も利用できるものとし、対象商店街の振興を図るとい

のでございます。

続きまして4としまして、新メニューの創設ということでございまして、こちらは「(仮称)エコ企業応援資金」というものの創設でございます。この資金は、喫緊の課題であります、地球温暖化問題に対応し、かつ市内中小企業の事業拡充を支援するために創設するものでございます。融資対象者でございますが、市内で事業を営んでいる中小企業者のうち、1. 市の環境局環境保全部が主管する「千葉市環境保全協定」、「(仮称)自主的取り組み推進のための計画報告制度」または「環境の保全に関する協定」を締結し、所定の計画書を市に提出しているもの。2. 環境マネジメントシステムであります、ISO14000シリーズ、エコアクション21、エコステージ、KES、またはグリーン経営認証のいずれかの認証を取得しているもの。3. 市の環境局環境保全部が環境改善や公害防止に資すると認める設備を導入するための資金を必要とするもの、ということになっております。

こちらのほうはまた引き続きでございますが、3ページのA3の横長の表の上から2段目の部分で表示させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。この資金は、利子補給以外の条件をメニュー表最上部の振興資金と同一とすることによりまして、先ほどご説明申し上げました利子補給率の引き下げを実施した場合でありましても、環境問題に前向きに取り組んでいただければ、従来以上の利子補給、従来が1.1%でございましたので、こちらは1.4%の利子補給が受けられるというような形にすることで、市内中小企業への環境への取り組みの促進を図る意味もでございます。

それでは、2ページのほうにお戻りいただきまして、4といたしまして、「今後のスケジュール」でございます。平成22年11月、今日、審議会で諮問させていただきまして、12月にこの審議会の答申に基づく要綱改正・運用ルール策定の作業に入らせていただきます。周知期間を経て、平成23年4月から施行を考えているところでございます。

以上、千葉市中小企業資金融資制度の改正(案)についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【小川会長】

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから、千葉市中小企業資金融資制度の改正につきまして、制度の概要、それから制度改正の必要性。ここでは将来的に持続可能な制度となるよう改正を行う、そういうようなことも今説明をされました。

それから、2ページの改正案については、これも持続可能な制度となるために、利子補給率の削減、1.1%から0.8%にする

と、こういったことが説明され、さらには新しいメニューの創設として、仮称エコ企業応援資金、こういうような新しいメニューを創設しようとする。こういったことで事務局のほうから説明をいただきました。ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見等ございましたらお願いをいたします。

【栗原委員】 よろしいですか。

【小川会長】 はい、どうぞ。

【栗原委員】 エコ企業応援資金のほうのお話でございますけれども、弊社千葉銀行においても、エコにかかわる融資制度についてはいろいろ研究しているわけですが、なかなか実際対象になる制度等につきましては、極めてバーが高いということで、実際には大企業クラスしか使えないということが現状としてございます。そういう中で、今日ご提案がございました、(エコ企業) 応援資金につきましては、協定を結ぶということと計画書ということで、比較的簡便な形で対応ができ、まさに大企業以外の中小企業が取り扱うには適した制度ではないかというふうに感じております。

また千葉県内においても、同様の制度はまだ他市町村で行われていないわけですので、やはり千葉県の市町村の中のリーダーである千葉市さんが、こういった制度をご提案いただくということは極めて意味のあることではないかというふうに感じております。

以上でございます。

【小川会長】 ありがとうございます。この制度に対して、すばらしい制度だと、そういう趣旨のご発言だと思います。ありがとうございます。今、栗原委員さんからお話がありました。ほかに何かご意見等ございましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

【久保田委員】 ちょっと確認させていただきたいのですが、今回、栗原委員からもありましたけれど、新メニューということで新たなところへの展開というのは我々も非常に力強く思っているところですが、1つだけ制度的なやつで見直しがマイナスといいますか、後ろ向きなやつが1つ、この利子補給率の削減というところが1.1%から0.8%と0.3ポイントという大きな減です。たしかに金利の低下傾向もあるので、もしかすると実効金利ベース、利子補給後の中小企業が負担する実質的な金利、そこら辺は影響がないという範疇でご判断されたかと思いますが、その実効金利ベースだとどのぐらいになるのでしょうか。例えば去年だと何%だったやつが利子補給後、この改正後ではどのぐらいの見込みになるのか、もし教えていただければ幸いです。

【小川会長】 事務局どうですか。

【菊谷課長】 私どもの一応想定しておりますのは、平成 22 年度振興資金を例にとりますと、5 年のベースのもので金利が 2.3% の設定になっていますが、これが今検討している中では 0.2% から 0.3% ぐらいの引き下げが、今の市場金利を検討したところではできるのではないかと。これはあくまでも、4 月に施行いたしますので、来年の 1 月以降の長期金利がどのぐらい変動しているかにもよりますが、現行では大体 0.2 から 0.3% ぐらいの引き下げができるのではないかと考えておりますので、利用者の方にとっては金利が下がった分、利子補給も同程度下げさせていただければなど考えているところでございます。

【久保田委員】 わかりました。この実質的な利用者の負担については、さほど大きな影響はないという見込みだと、そういうふうな理解でよろしゅうございますか。

【菊谷課長】 はい。そのような形で検討しております。

【久保田委員】 ありがとうございます。

【小川会長】 よろしいですか。たしかに利子補給率の減というのが、ちょっと目立つ部分ではありますので、現行では削減できる範囲ということでございます。ほかにいかがでしょうか。どなたかご意見等ありましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

【日原委員】 私も同じ点ですけども、やはり私ども金融機関といたしましては、利用者の方の利子補給というところは大きな問題でございまして、千葉市さんの財政の事情も非常によく承知はしておりますので、すけれども、議案書にございますように、今回の改正は将来的に持続可能な制度となるような改正ということでございますが、この利子補給の見直しにつきましては、見直しはございますけれども、今後も引き続き利子補給は継続していくという方向性で考えてよろしいということでしょうか。

【小川会長】 はい、お願いします。

【菊谷課長】 今回、利子補給率の引き下げをいたしますので、当然、利子補給は存続させるという考えのもとにさせていただいているところでございます。

【小川会長】 よろしいですか。

【日原委員】 はい。

【小川会長】 0.8% が今後ますます先細りになるということは、可能性としてはあるのでしょうか。

【菊谷課長】 基本的には金融機関の皆さんとご相談をさせていただきながら、金利を決めさせていただいている状況でございますので、金利がゼロに限りなく近づいてくれば、もう少し実質負担が下がる可能性もありますし、景気が上向いてまいりまして、金利が上がってくるという話になれば、実質負担のほうは上げていくような形で

すが、利子補給につきましては、財政の状況が改善されるという
ようなことも、もう1つの大きなファクターになりますので、そ
ちらのほうにつきましては先ほど回答させていただいたように、
制度としては存続させるという形の意思のあらわれを今回表明さ
せていただくということで、ご理解いただければと思います。

【小川会長】 ありがとうございました。

ほかにいかがですか。ご意見等ございましたらお願いをいたしま
す。特にございませんか。いろいろご意見等も伺いましたけども、
それでは本件の諮問案につきまして、諮問案のとおり融資制度の改
正を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小川会長】 ありがとうございます。

それでは、本件の諮問案のとおり融資制度を改正すべきである旨、
市長のほうに答申をしたいと思います。一応、議案としての審議は
終わりましたけども、これ以外に何か事務局のほうから、何かござ
いますか。

【菊谷課長】 特段ございません。

【小川会長】 それでは以上で、本日の審議会を終了させていただきたいと思
います。皆様方のご協力をいただきまして、無事、審議会を終了で
きましたことを心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

【事務局】 長時間にわたり貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。
これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。ありが
とうございました。

— 了 —